

寒河江市告示第56号

寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例（平成29年市条例第24号）第4条に規定する寒河江市田代地区多目的交流館に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年市条例第21号）第5条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月17日

寒河江市長 斎藤真朗

- 1 施設の名称 寒河江市田代地区多目的交流館
- 2 指定する団体の名称 寒河江市大字田代370番地の1  
特定非営利活動法人 葉山の里たしろ  
理事長 宮林 寛一
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで